

令和3年度新分野進出・事業転換支援事業費補助金に関するよくあるご質問 (Q & A)

Q 1. この補助金はどのような取組（事業）が補助対象となるのか。

A 1. 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、将来を見据え、新たな事業の柱を構築すべく、新規事業への進出や事業転換を図ろうとする先導的かつ、思い切った取り組みを支援することとしています。具体的には、次のような取組（事業）を想定しています。また、県ホームページに本補助金の「活用イメージ集」を公開していますので、ご参照ください。

〔例1〕建設事業者が食品製造事業を新規に立ち上げ

〔例2〕旅行事業者がオンライン食品通販事業を新規に立ち上げ

〔例3〕自動車部品の製造事業者が医療用製品の製造事業を新規に立ち上げ 等

※県ホームページの「活用イメージ集」はこちら

<<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/shinbunyashinsyutsu.html>>

Q 2. 事業計画の策定にあたって、商工会・商工会議所等の支援機関や金融機関の関与は必須か。

A 2. 必須ではありませんが、新たな取組（事業）の実効性を高めるためにも、身近な支援機関や取引先の金融機関にご相談されることをお勧めします。

Q 3. 小規模事業者や個人事業主も対象となるのか。

A 3. 対象となります。

Q 4. 新規事業への進出（事業転換）に必要な経費が30万円の場合、申請することができないのか。

A 4. 申請できません。補助額の下限は50万円、補助率は2/3であるため、少なくとも75万円（税抜）以上の事業が対象となります。

Q 5. どのような経費が補助対象となるのか。

A 5. 新規事業への進出や事業転換を行う際の「建物改修費」や「機械装置・システム構築費」、「新商品・新サービス等開発費（試作費、外注費）」等です。

詳しくは、I S I C Oホームページに掲載する「公募要領」をご確認ください。

Q 6. 補助対象とならない経費はあるのか。

A 6. 人件費、旅費、車両購入費、汎用品購入費（パソコン、タブレット、スマートフォン等）、販売商品の原材料費、消耗品費、広報費（ホームページ制作費）、販路開拓、専門家経費等は補助対象外です。
詳しくは、I S I C Oホームページに掲載する「公募要領」をご確認ください。

Q 7. 補助金は先着順なのか。

A 7. 先着順ではありません。申請受付終了後、申請いただいた案件の中から、厳正な審査の上、予算の範囲内でより優れた取り組みを採択（補助対象者を決定）します。なお、審査結果（補助対象者となるか否か）は、申請者に対して文書により通知します。

Q 8. 申請すれば必ず交付されるのか。

A 8. 必ず交付されるものではありません。審査結果次第で、不採択（不交付）となる場合があります。また、予算の範囲内で交付するため、採択された場合でも申請金額の全てに応じられないことがあります。

Q 9. 「給付金」と「補助金」の違いを教えてください。

A 9. 「給付金」は、提示されている条件を満たしていれば、受け取ることができるのに対して、「補助金」には、審査があるので、『申請したら必ずもらえる』というものではありません。補助の有無や金額は「事前の審査」と「事後の検査」によって決まります。また、原則、補助金は後払い（精算払い）になるため、事業の実施後に必要書類を提出して検査を受けた後、受け取ることができます。
ただし、申請内容に虚偽がある場合は、交付決定取り消しや交付済み補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

Q 10. どのような観点で審査するのか。

A 10. 新たに進出する分野、事業（製品、商品、サービス）等に関して、主に以下の4つの観点から審査する予定です。

- ① 新規性・革新性・優位性があること
- ② 市場性・成長性があること
- ③ 実現可能性、組織体制が十分であること
- ④ 地域経済への波及性があること
- ⑤ 経営基盤（資金力）が安定していること

Q 11. 交付決定はいつ頃になるのか。

A 11. 現時点では、8月頃を予定しています。

Q 1 2. 既に新分野進出(事業転換)を行うために支出した費用は補助対象となるのか。

A 1 2. 交付決定前に発注済みや支出済みの経費は補助対象外です。

Q 1 3. 補助事業実施期間(経費が補助対象となる期間)はどのくらいか。

A 1 3. 交付決定の日(8月頃予定)から令和4年2月末までです。

Q 1 4. 補助事業の実施期間よりも短期間で事業を終了してもよいのか。

A 1 4. 実施期間より短期間で補助事業を完了することは差し支えありませんが、事業実施期間を超えることは認められません。実施期間内にすべての手続きを完了する必要があります。

Q 1 5. 補助金の支払はいつ頃か。

A 1 5. 補助事業実施期間(交付決定の日から令和4年2月末まで)終了後に、実績報告書の提出を受け、適切な事業の執行を確認できた後(補助金額の確定後)、全額精算払となります。

Q 1 6. 国の事業再構築補助金など他の補助事業との併用は可能か。

A 1 6. 内容が全く異なる別の事業であれば、同じ事業者が異なる補助金を受けることは可能です。ただし、同一事業で複数の補助金を受けることはできません。

Q 1 7. 2つの事業を新規に始める予定であるが、2件同時に申請することは可能か。

A 1 7. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。

Q 1 8. 複数店舗に分けて申請することは可能か。

A 1 8. できません。1事業者あたり1回限り申請可能です。